

県教育庁組織規則の一部改正について

1 改正理由

県と延岡市が共同で整備を進めている新宮崎県体育館について、令和5年8月20日に供用を開始することから、新宮崎県体育館に関する事務を規定する必要があるため。

2 改正内容

スポーツ振興課の分掌事務及びスポーツ指導センターの所掌事務に、新宮崎県体育館に関するものを加える。

3 施行期日

令和5年8月20日

※ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第23号）の施行の日

※ ただし、新体育館を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県教育庁組織規則の一部を改正する規則

県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (ネスポーツ振興課の分掌事務) | (ネスポーツ振興課の分掌事務) |
| 第9条 ネスポーツ振興課においては、次の事務をつかさどる。 | 第9条 ネスポーツ振興課においては、次の事務をつかさどる。 |
| (1)～(6) [略] | (1)～(6) [略] |
| (7) 体育館、ライフル射撃競技場、総合運動公園有料公園施設、 宮崎港マリナ施設（艇庫、ゴインギヤード及びゴインギ ー船揚場に限る。）及びネスポーツ指導センターに関する こと。 | (7) 体育館、新体育館、ライフル射撃競技場、総合運動公園有 料公園施設、宮崎港マリナ施設（艇庫、ゴインギヤード及 びゴインギー船揚場に限る。）及びネスポーツ指導センターに 関すること。 |
| (8)～(10) [略] | (8)～(10) [略] |
| (ネスポーツ指導センターの所掌事務) | (ネスポーツ指導センターの所掌事務) |
| 第16条 ネスポーツ指導センターにおいては、次の事務をつかさどる 。 | 第16条 ネスポーツ指導センターにおいては、次の事務をつかさどる 。 |
| (1)～(4) [略] | (1)～(4) [略] |
| (5) 体育館、ライフル射撃競技場及び総合運動公園の利用者の 体育及びネスポーツの指導に関すること。 | (5) 体育館、新体育館、ライフル射撃競技場及び総合運動公園 の利用者の体育及びネスポーツの指導に関すること。 |
| (6) 体育館、ライフル射撃競技場及び総合運動公園有料公園施 | (6) 体育館、新体育館、ライフル射撃競技場及び総合運動公園 |

設の管理に関する事。

有料公園施設の管理に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年8月20日から施行する。

(準備行為)

2 新体育館を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。